

こんな質問をしました

1. ワンストップお悔やみ相談窓口について

1. ワンストップお悔やみ相談窓口について
2. 性的マイノリティ対応及び男女共同参画推進について
 - (1) 申請書等における不要な性別欄の削除
 - (2) 男女共同参画推進条例の見直しとアウティング禁止
 - (3) 中学校の制服選択制
3. BSL4 施設について
4. 長崎市民平和憲章について

池田 Q1：今年に入って複数の方から「ワンストップお悔やみ窓口をつくってほしい」と要望を受けた。調べてみると、去年から20か所の地域センターで47種類の「死後手続」がワンストップでできるとわかった。たらい回しがなく、何度も同じことを書く必要がない、こんない制度がなぜ市民に知られていないのか。もっと広報するとともにさらなる負担軽減のための改善が必要ではないか。

市長 A1：これまで広報ながさきやホームページで周知してきたが、今後葬儀社がご遺族に配布しているパンフレットにワンストップで手続きできる旨の追記を依頼して、周知徹底を図っていく。手続き範囲の拡大を求める市民の声はないが、サービス向上に努める。

池田 Q2：「葬儀社のパンフレットで周知」では、死亡してからしかわからない。いま、ひとり暮らし、ご高齢者だけの世帯、親族は県外という方は多い。「自分の死後手続で迷惑をかけてしまう」という、市民の生前からの不安に寄り添う姿勢がない。死後手続がワンストップでできると周知すれば市民は安心する。市の広報部は10以上の広報メディアを持っているのに、葬儀社に依頼するのか。市民が知りたいことをわかりやすく伝えることができるのではないか。

秘書広報部長 A2：必要な時に必要な情報が取れるようにすることが大切。全戸配布の市民生活便利ブックにも来年から載せるようにする。

池田 Q3：市民は生前から情報を必要としている。周知のためには「ワンストップお悔やみ窓口あります！」のようなネーミングも必要ではないか。市長はネーミングは得意ではないか。

市長 A3：事前に周知することがあってもいいし、わかりやすいネーミングも必要だと思う。市民に分かりやすく伝えるようにする。

池田 4：「手続き範囲の拡大を求める声はない」というがワンストップになればなるほど市民は喜ぶ。他の自治体はできるのに長崎市はできない手続もある。高齢者や県外に住んでいる遺族が手続することを考えれば、範囲を拡大すべきだ。また、全国的に設置が進んでいる「ご遺族支援コーナー」を、新市庁舎には設置してほしい。また、来庁できない人には電話で必要事項を聞き取り、郵送しているところもある。予約制やおひとり様終活支援など、プラスαのサービスをしている自治体もある。周知とサービス向上を求める。

2(1)申請書等の不要な性別欄の削除

池田 Q5：長崎市には、必要でないのに性別を記載させる欄がある申請書等が多い。性的マイノリティのみならず、男女共同参画推進の観点からもマイナスだ。行政文書の印鑑廃止が検討されているこの機会に、申請書等の総点検と見直しが必要だ。性別欄のある書類はどのくらいあるか。



市民生活部長 A5：性別記載欄のある書類は461件。人権教育・啓発に関する基本計画で「不要な性別欄」の見直しを指標に設け、2015年から調査をしている。これまでに性別記載欄を廃止した書類が31件で、改善できる可能性があるのが215件ある。法の規定があり改善できないものもあるが、自認する性での記載や任意記入など改善に向けて積極的に働きかける。また、法の規定があるものも、押印廃止に伴う書類の変更を機に、改善を国に働きかける。

池田 Q6：なぜ基本計画に位置付けられながら、5年間でわずか31件しか改善されないのか。

市民生活部長 A6：性別記載欄の削除については各部局に要請している。スピードは遅いがしっかり取り組んでいきたい。

池田 7：答弁になってない。なぜ進んでないのか聞いている！

池田 Q8：県の「性的少数者に関するアンケート」では、「行政窓口で性的少数者に対する配慮が足りない」「医療・福祉面で性自認に沿った対応が想定されていない」とする回答が多かった。今後は積極的に見直しを働きかけるとの答弁だったが、部長や課長は申請書を詳細に見ていないと思うので、改善を促すために例を挙げる。障がい者福祉の介護や訓練、通所などの給付申請に、障がい児の手帳番号があるのに性別欄がある。また、申請者(保護者)の欄にまで性別欄がある。市の事業のふれあい訪問収集や配食サービスの申請にも、本人と同居家族全員の性別欄がある。必要なのか。



福祉部長 A8：法令に定めがあるものは削除が難しい。また入所やサービスの事業者がいる場合は、ある程度性別欄が必要と思うが、それ以外は業務上本当に必要かどうか一つ一つ精査したい。

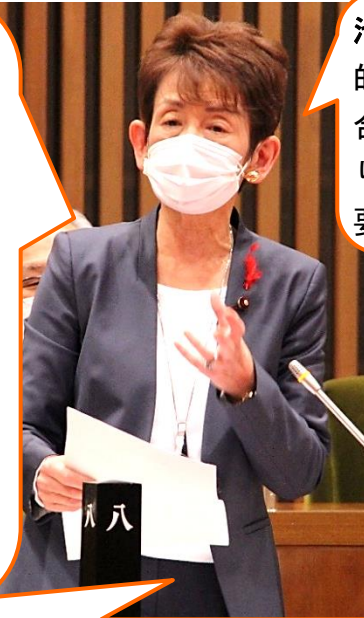
池田 Q9：事業所が入るので性別欄が必要というが、しかし訪問入浴サービスなどの申請書には性別欄がない。どちらかといえばこちらの方が必要で、さらに配慮というなら、入浴サービスに来てくれるヘルパーさんについて希望する性別を書かせるべきではないか。性別欄があったりなかったり、必要性和致していない。

高齢者福祉の要生活支援者台帳には、同居家族の性別、職業まで記載させる。これは行き過ぎではないか。また介護保険の住宅改修関連の書類には、被保険者証番号や個人番号を書かせた上に性別欄がある。そもそも住宅改修に性別は関係ないのではないか。福祉サービスは支援を必要とする人が受けるもの。その申請書にその性別欄が多すぎるのは、性自認に違和感がある人にとって申請しづらくなる。非常に問題だ！

次に生活保護申請書。世帯全員の氏名欄と個人番号欄があるのに性別欄が必要か。

中央総合事務所長 A9：生活保護申請は法令で規定されているので、削除することはできない。

池田 10：県のアンケートで、性的マイノリティはそうでない人たちより、無職の割合が5倍、生活困窮の割合も2~3倍と高く、生きづらさの中で貧困に陥りやすい状況にある。セーフティネットの生活保護の申請書に性別欄があることで高いハードルになる。法が求めている性別の把握は個人番号でできているはずだ。国へも働きかけて見直してほしい。



池田 Q11：投票所の入場券は、全国的に削除の動きがある。長崎市の場合性別ではなく記号で記載されており、一定の配慮はあるが、本当に必要なのか。

選管事務局長 A11：各投票所ごとに男女別に投票率を計上する必要があり、正確を期すために男女別記号表記を行っている。しかし表記を行っていない自治体もあるので、今後どのような方法があるのか検討したい。

池田 12：表記していない自治体では、選挙人名簿や自動交付機、バーコードで集計しているという。選挙のたびに性別や氏名を確認されて苦しい思いをしている人がいる。一歩進んだ見直しを望む。他にも公民館の利用、消防署の見学、日吉自然の家の利用まで男女別の記入がある。総点検を求める。また、行政窓口や投票受付での本人確認の際の配慮とその研修が必要だ。

2(2)男女共同参画推進条例の見直しとアウティング禁止



池田 Q13：男女共同参画推進条例制定時には、性的マイノリティの存在はまだ広く認知されていなかったが、今では広く知られるようになり理解も広がっている。そこで、性別だけでなく、性自認や性的志向に関係なく権利が保障されることを明記し、アウティングの禁止を加える条例改正が必要ではないか。

市民生活部長 A13：男女共同参画推進条例は国の基本法に基づき制定しており、基本理念や施策などの整理に時間がかかる。性の多様性に関しては、人権教育啓発に関する基本計画に位置付け、人権問題として啓発に取り組む。アウティングは人権侵害でありあってはならないこと。啓発を進める。

池田 Q14：性別欄の削除も同じ「計画」の主要課題となっていたのに、5年間ほとんど進んでいなかったではないか。条例に明記しないで計画のままの方が啓発が進むのか。

市民生活部長 A14：性別欄の削除は確かに進んでいなかったが、基本計画は進捗管理を行って啓発を進めていく。



池田 Q15：条例化したほうが啓発も進むに決まっている。男女共同参画推進条例はセクシュアリティで差別しないということ。性自認や性的志向で差別しないというのと同じことだ。条例には「セクシュアリティ(性別)に関係なく個人として尊厳が重んじられる」とある。この「尊厳が重んじられる個人」に性的マイノリティが含まれるのを明記するのは当然ではないか。またアウティングは人権侵害と答弁があったが、アウティングという言葉もまだ広まっていない。セクハラもDVも法律や条例に位置付けられ、多方面からの取り組みが行われることで周知が広がった。人権問題は啓発だけで「足りる」というものではない。あらゆる手を尽くすべきだ。他都市を見ても男女共同参画推進条例に手を加える形で性的マイノリティの人権を保障しているところが多い。見習って進めるべきだ。また今策定中の第5次総合計画に、性の多様性を尊重する都市であることを明記すべきではないか。

市民健康部長 A15：第5次総合計画の詳細について検討しているところ。性の多様性について十分議論していく。

池田 16：この機会を逃すと10年、多様性が記載されないことになる。総合計画への位置づけと条例化を進めてほしい。

2(3)中学校の制服選択制

池田 Q17：1年前の「中学校の制服を選択制にできないか」という質問に対し、教育長は「校長会や市P連などとの協議を進める」と答弁した。この1年でどこまで進んだのか。



教育長 A17：男女別の制服は、性的マイノリティへの対応の他に、防寒や動きやすさなどの機能面から、改善の要望が上がっており、本年度より女子のブレザーに合わせたスラックスとスカートの選択制を導入した中学校がある。今後、ブレザータイプの制服の学校で、選択制の採用を進めていく。また、全市共通の標準服を採用することも考え、中学校長会や保護者など関係機関と協議する。

長崎市教育委員会の橋田慶信教育長は9日市内でブレザーの制服を導入している市立中学校について、ブレザーに合わせたスカートとスラックスを導入し、生徒が選択できる制度の導入を促す方針を明らかにした。性的少数者(LGBT)らへの配慮。市の標準服をつくることも視野に検討を進める。市教委には生徒から「詰め襟が嫌」「冬のスカートは寒い」などの声が上がっていた。学校生活での動きやすさなども考慮した。市教委は年明けから、各学校長や保護者らとの検討会を開き、具体的な導入時期や

ブレザー制服導入の市立中 スカート、スラックス選択制に

長崎の方針 LGBTへ配慮

女子生徒用のスラックスの製作などについて議論する予定。詰め襟やセーラー服の中学もあり、また制服費が3万円以上と高価になっている状況にも配慮し、市の標準服を検討している。県教委によると、2019年度調査で公立中高特別支援学校の計7校は女子のスラックス着用を認めている。市議会一般質問で、中学校の制服選択制の在り方をたじた池田章子議員(市民クラブ)への答弁。橋田教育長は「保護者の理解を得て協議を進めたい」と話した。(酒井環)

池田 18：ずいぶん頑張って女子の選択制を進めて頂いた(感謝)。ただ詰襟が苦手な生徒もいる。しかし学校ごとのブレザー化と選択制では価格が上がって保護者の理解が得られにくい。ぜひ市教委として、ジェンダーレスな市の標準服を作ることを進めてほしい。

3. BSL4 施設

池田 Q19 : BSL4 施設を坂本キャンパスに設置する理由として市が繰り返してきた答弁は不正確で市民に誤解を与えているのではないかと。市は「坂本キャンパスには熱帯医学研究所があり、医学部や近隣の大学病院を含め 150 名に及ぶ感染症研究者や専門医が在籍している」と繰り返してきたが、熱研所長は「BSL4 施設は熱研と関係ない。(最近長大にできた) 感染症共同研究拠点が担当する」と言っている。では BSL4 実験室に入ることのできる研究者は何人いるのか。

市民健康部長 A19 : BSL4 実験室に入ることができるのは 6 名。全国でも 20 名程度と聞いている。

池田 Q20 : 150 名ではなかったのか。少し前までは 3 名しかいなかった。しかも今も 3 名公募をかけている。長崎に人材はいないではないか。150 名いるというのは誇大広告じゃないのか。

市民健康部長 A20 : 今後の稼働に向けて人材を充実させ、将来的には 15 名程度の研究者を、人材育成の中でつくっていく。

池田 Q21 : 150 名いるから坂本キャンパスと言ってきたのに 6 名しかいない。その 6 名の中に熱研所長の森田先生は入っているのか。

市民健康部長 A21 : 熱研所長は入っていない。

池田 Q22 : 長崎大学を代表する立派なドクターは、BSL4 には入れない。それでは BSL4 で実験できる人は、どういう資格を持った人なのか。動物実験施設なので、獣医が圧倒的に多いのではないかと。感染症共同研究拠点長も北大獣医学部出身だ。

市民健康部長 A22 : 獣医もいると伺っている。

池田 Q23 : 市は「長崎に設置することで研究や人材育成の成果を最大かつ迅速に上げることが期待できる」とも言っていたが、6 名しか入れないのにどうやって人材育成できるのか。長大には獣医学部もないのに人材育成につながるのか。また共同研究拠点のホームページには「9 大学のコンソーシアムで研究と人材育成をする」とあった。長大でなくとも、9 大学のどこにつくってもよかったのではないかと。熱研も関係ない、150 名の専門医も関係ない。なぜ住宅密集地の坂本キャンパスにつくらなければならないのか。これまで、BSL4 施設については丁寧に説明して理解してもらおうと言っていたが正しい説明がなされていない。

市長 A23 : 実験室に何人を入れるということを書いてきたのではなく、坂本周辺の 150 名が連携して研究を進めるということだ。誰でも簡単には入れる施設ではないということはずっと説明してきている。

「150 名と連携して研究する」という言葉は、議事録に残っていません。「誰でも簡単に入れる施設ではない」という説明も聞いたことがありません！これも虚偽答弁です。

池田 24 : 熱研があるから、150 名の専門医がいるから坂本キャンパスと言ってきたのは誇大広告だ！また日本学術会議の提言「大学等の研究機関がある場所が望ましい」という部分を持ち出したのは市と大学だ。ところが、同じ提言の中の「住民の合意と理解と信頼を得つつ進める必要がある」という部分は無視している。都合がよすぎる。正しい説明もなされていない、住民の合意も得ていない。このまま進めていいはずがない。

4. 長崎市民平和憲章について

池田 25：市民平和憲章は市制施行 100 周年の 1989 年につくられた。その翌年に本島市長が銃撃された。それ以降長崎は暴力が続いている。しかし市民平和憲章の中に非暴力の言葉がない。ぜひ非暴力の言葉と理念を入れていただけないか。そして来年は核兵器禁止条約も発効する。核兵器禁止条約についても入れることを提案する。

この後、BSL4 に関して「市長に答弁時間を与えるべき」との動議が成立し、休憩後市長が発言しました。「長崎が適地である」と言いながらも、その具体的な根拠は何ら示されず、私の質問に答える答弁ではありませんでした。最後に気になることを言いました。「研究の内容についても時代の流れの中で進化していく可能性がある」と。いま計画されている以上のどんな研究もアリということです。大変怖い言葉だと思いました。



今年は、新型コロナ対策に追われ続けた 1 年でした。

来年は、核兵器禁止条約が発効します。「核兵器のない世界」の実現に大きな一歩はとても嬉しいことです。また核兵器禁止条約の発効は、多くの人の願いと努力が、社会を変えることができるという「希望」も与えてくれました。

来年が希望に満ちた年となりますように。

市民クラブ 池田章子

2020 年 12 月